

## 1 制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
たも網を使用するうなぎ稚魚漁業	1	山陽小野田市厚狭川工業用水潮止堰下流端から同市下迫橋上流端までの厚狭川	2月1日から4月30日まで	内共第9号共同漁業権（令和6年4月1日付けで免許された免許番号）の漁業権者で、かつ、厚狭川（内共第9号共同漁業権に基づく漁場の区域）でのうなぎ増殖行為のためうなぎの稚魚（全長20センチメートル以下のうなぎ）を採捕する漁業協同組合

## 2 許可を申請すべき期間

令和6年12月26日から令和7年1月25日まで（一月）

## 3 許可の有効期間

令和7年2月1日から令和8年1月31日まで

## 4 許可の条件（参考）

- (1)採捕したうなぎの稚魚（全長20cm以下のうなぎ）は内共第9号（令和6年4月1日付けで免許された免許番号）の漁場内に放流しなければならない
- (2)3kgを超えてうなぎの稚魚を採捕してはならない
- (3)裏面に記載した漁業従事者以外の者を当該漁業に従事させてはならない